

保護者様

早川町立早川中学校 学校長

生徒の出席停止について（通知）

年 _____ さんは、学校において特に予防することになっている感染症「インフルエンザ」に感染しましたので、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止いたします。

出席停止期間中は、欠席扱いになりません。出席停止期間中はご家庭において十分な静養を行い、生活におけるご指導をお願いいたします。

出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

インフルエンザ	発症した後5日（*1）を経過し、かつ、解熱した後2日（*2）を経過するまで (*1) 発熱した日を“0日”としてその後5日を経過するまで (*2) 平熱になった日を“0日”としてその後2日を経過するまで 療養期間中は、健康状態を下の「登校許可願」に記入してください。再登校の際、必ず学校へ提出するようにお願いします。
---------	---

きりとり線

登校許可願

年 _____

- *診断名〔 インフルエンザ 型 〕 *病院名〔 _____ 〕
- *受診日（インフルエンザと診断を受けた日）〔令和 年 月 日〕
- *発症日（症状が出現した日）〔令和 年 月 日〕 *平熱〔 _____ . °C〕
- *家庭での健康状態（発症した日から登校する朝までの健康状態を記入してください）

発症日から の日数経過	解熱後の 日数経過	月日・曜日	体温		その他の症状 *症状を○で囲んでください。
			朝	夜	
発症日 0日		/	°C	°C	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
1日目		/	°C	°C	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
2日目		/	°C	°C	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
3日目		/	°C	°C	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
4日目		/	°C	°C	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
5日目		/	°C	°C	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
6日目		/	°C	°C	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
7日目		/	°C	°C	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()

上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過したので、本日より登校させます。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____ 印 _____

記入例

生徒の出席停止について（通知）

年 _____ さんは、学校において特に予防することになっている感染症「インフルエンザ」に感染しましたので、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止いたします。

出席停止期間中は、欠席扱いになりません。出席停止期間中はご家庭において十分な静養を行い、生活におけるご指導をお願いいたします。

出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

インフルエンザ	発症した後5日（*1）を経過し、かつ、解熱した後2日（*2）を経過するまで
	（*1）発熱した日を“0日”としてその後5日を経過するまで
	（*2）平熱になった日を“0日”としてその後2日を経過するまで

療養期間中は、健康状態を下の「登校許可願」に記入してください。再登校の際、必ず学校へ提出するようにお願いします。

きりとり線

登校許可願

年 _____

- *診断名〔 インフルエンザ A 型 〕 *病院名〔 〇〇病院 〕
- *受診日（インフルエンザと診断を受けた日）〔 令和 2年 2月 23日 〕
- *発症日（症状が出現した日）〔 令和 2年 2月 22日 〕 *平熱〔 36 . 3℃ 〕
- *家庭での健康状態（発症した日から登校する朝までの健康状態）

発症日からの 日数経過	解熱後の 日数経過	月日・曜日	体温		症状を○で囲んでください。
			朝	夜	
発症日 0日		2/22 (日)	℃	38.5℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
1日目		2/23 (月)	38.5℃	38.4℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
2日目		2/24 (火)	37.5℃	37.3℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
		2/25 (水)	37.3℃	37.0℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
	0	2/26 (木)	37.0℃	36.5℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・ 関節痛・その他()
	1	2/27 (金)	36.3℃	36.5℃	発熱等の症状が出た日を「0日」と します。ただし、朝平熱でも、夜に 再度熱が上がった場合には、「0日」 にはなりません。
	2	2/28 (土)	36.1℃	36.2℃	
		3/ 1 (日)	36.1℃	36.1℃	関節痛・その他()

「発症した
後5日」を
過ぎること、
「解熱した
後2日」を
過ぎていな
いと再登校
できません。

上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過したので、本日より登校させます。

《インフルエンザが治癒し、登校する際にご確認ください》

◇登校していいのはいつ？

- ①発症した後5日を経過 → 症状（主に発熱）が出現した日を「0日」として、その後、5日を過ぎるまで
- ②解熱した後2日を経過するまで → ①に加え、平熱になった日を「0日」として、その後、平熱で2日を過ぎるまで

*症状（主に発熱）が出現した日（発症日）を、担任と確認してください。

*熱が下がり、登校できる状態になりましたら担任に連絡をしてください。

◇平熱になった日「0日」とは？

- ：「朝から一日平熱」または、「朝は熱があったが、夕方までには平熱になった」
- ×：「熱が下がったが、次の日にまた熱が出た」「熱が夜になると上がる」など

◇熱は下がったのですが、その他の症状が続いている・・・。

出席停止期間を経過しても、のどの痛み、腹痛、頭痛、せきや鼻水がたくさんでる、元気がない等といったときには、型の異なるインフルエンザに再罹患した場合や、肺炎等併発している場合もありますので、無理な登校はさけて医師にご相談ください。

◇登校許可願の書類には、どんなことを書けばいいの？

受診日、医療機関名、自宅療養中の検温結果（朝・夕）、健康状態、保護者氏名・印などを書いてもらいます。

◇登校するとき気をつけることは？

*登校できる状態になったら、登校してよい日を必ず担任と確認してください。

- ① 登校したら、すぐ担任に、用紙（「登校許可願」）を提出してください。
- ② マスクを着用してください。